

C-1-2-1-3 登録検査機関のアンケート調査

C-1-2-1-3-1 趣旨及びポイント

1 趣旨

受検率の向上に向けて、登録検査機関の広報活動の在り方、行政や関係団体との連携の在り方等に関し、登録検査機関の意識を把握するため、アンケート調査を実施した。

2 結果のポイント

- (1) 受検率の向上については、「国や地方自治体の規制強化」が48団体と最も多く、「国や地方公共団体の広報の充実」が20団体とこれに次いでおり、「施設設置場所等の公開」が13団体となっている。
- (2) 普及啓発活動は、パンフレットによっており、22団体がこれを行っている。100部程度が最も多く、3団体となっているが、1000部程度のところも2団体ある。
- (3) 衛生行政当局との連携では、衛生上問題があった場合の報告が最も多く、実施件数の報告、実施地域の報告、不適合施設の報告、所在地情報の提供などの報告があった。
- (4) 関係団体との連携については、「時々情報交換の会合がある」が14機関、「連絡協議会が設置されている」が8機関とあまり多くないのが実情である。
- (5) 衛生行政当局、水道事業者、登録検査機関、清掃事業者、送致メーカ等貯水槽関連の業務を行っている機関が、連携し共同広報を行うことの可否について意見を求めたところ、「連絡協議会を設置し、事務処理マニュアルの作成する」、「連名で一つのパンフレットを作成し、連携を高める」などの積極的意見があったが、他方「各機関との連携は必要だが、金銭的問題や利害関係のある団体の連携は難しい」、「自治体が情報を公開することが第一である」、「登録検査機関、清掃事業者、装置メーカはそれぞれ競争相手であり、十分な連携が可能か疑問、行政主体による広報が良い」との意見もあった。
- (6) 小規模貯水槽水道の受検率向上の対策について質問したところ、「政令の改正による規制の強化」が最も多く、50機関、「条例や要綱による指導範囲の拡大」がこれに次ぎ、41機関、「国、行政、関係団体の連携による後方の徹底」が25機関が多かった。
- (7) ランキング表示制度に関する意見を求めたところ、「良い制度だ」との評価もあったが、「広報周知が必要」、「メリットに乏しい」、「検査項目の簡素化」、「検査機関の負担が大きい」等の意見もあった。

貯水槽水道の受検率の向上等に関する登録検査機関へのアンケート調査

対象機関： 111 会員機関（全登録検査機関は 127 機関）

回答機関： 64 機関

回答率： 57.7%

問1 貯水槽水道の検査率が簡易専用水道で約8割、小規模貯水槽水道で約3%にとどまっております。受検率の更なる向上が求められています。そこで、受検率の向上のため、どのような方策を講ずべきかお考えを記載して下さい。

ア 国や地方自治体が貯水槽水道の設置者、管理者の規制を強化すべきだ。【 48 】

イ 地方自治体の持っている貯水槽水道設置場所等の情報の登録検査機関への公開を促進するのが良い。【 13 】

ウ 国や地方公共団体、登録検査機関の設置管理の重要性に関する広報をもっと充実させるべきだ。【 20 】

エ その他 【 9 】

具体的に：別紙のとおり。

問2 普及啓発活動についてお尋ねします。

問2-1 設置者、管理者に対し、貴機関が行っている啓蒙活動の取り組みについて、次の該当する記号に○印を付け、部数・回数などの数値を記載してください(複数記載可)。

ア 新聞やテレビに対する広報資料を配布し、広報を勧奨している。【 0 】

イ パンフレットを作成し、配布している。【 22 】

年間の配布部数について、その概数を記載して下さい。

(1 部～ 20 部) 【 1 】

(5 部) 【 1 】

(10 部) 【 1 】

(30 部) 【 2 】

(50 部) 【 1 】

(100 部) 【 3 】

(200 部) 【 2 】

(300 部) 【 1 】

(500 部) 【 1 】

(1000 部) 【 2 】

- (1500 部) 【 1 】
- (2000 部) 【 1 】
- ウ 講演会を開催している。 【 1 】
- 年間の開催回数について記載して下さい。(5 回) 【 1 】
- エ その他 【 38 】

具体的に：別紙のとおり。

問2-2 受検率を向上させるための設置者への啓蒙の方法についてのお考えお聞かせ下さい。次の記号に○印をつけてください。(複数記載可)

- ア 行政による規制の強化が必要だ。 【 57 】
- イ 貯水槽水道の設置者、管理者に対する行政、登録検査機関などの普及啓発活動の強化が必要だ。 【 29 】
- ウ 設置者、管理者の理解と管理へのインセンティブを高めることが大事だ。【 26 】
- エ その他 【 6 】

具体的に：別紙のとおり。

問3 受検率を更に向上させるためには、衛生行政当局と登録検査機関との連携を強めることが重要と考えられます。以下の点についてお尋ねします。

問3-1 衛生行政当局との間で、情報の共有、連携が現状で十分取れていると思いますか。該当する記号に○印を付けてください。

- ア 十分行われている。 【 3 】
- イ まだまだ十分でない。 【 48 】
- ウ 連携をとることは難しい。 【 14 】

その理由はなんですか。：別紙のとおり

問3-2 衛生行政当局との間でどのような連携方策をとれば、受検率が向上すると思いますか。該当する記号に○印を付けてください(複数回答可)

- ア 施設の情報公開 【 31 】
- イ 検査結果に関する意見交換 【 13 】
- ウ 普及啓発活動に関する意見交換 【 24 】
- エ 検査未実施施設に関する意見交換 【 41 】
- オ 連絡協議会の設置 【 14 】
- カ その他 【 10 】

具体的に：別紙のとおり。

問3-3 現在行っている衛生行政当局との連携内容について、該当するものに○印を付けて下さい。(複数回答可)

ア 実施件数を報告している。

検査区域の A：全部 【 31 】

B：一部 【 23 】

イ 検査実施施設を報告している。

検査区域の A：全部 【 23 】

B：一部 【 25 】

ウ 不適合施設を報告している。

検査区域の A：全部 【 24 】

B：一部 【 22 】

エ 衛生上特に問題があった場合は報告している。

検査区域の A：全部 【 31 】

B：一部 【 17 】

オ 施設所在地情報が提供されている。

検査区域の A：全部 【 10 】

B：一部 【 14 】

カ 何も行っていない。 【 2 】

キ その他 【 3 】

具体的に：別紙のとおり。

問4 関係団体との連携についてお尋ねします。

問4-1 貯水槽水道の管理に関し、衛生行政当局のほか、水道事業者、清掃事業者、装置メーカー等さまざまな事業者がかかわっていますが、現在関係事業者又は団体と登録検査機関の間で、どのような連携が行われていますか。また、連携を進めるにあたって、どこに問題があるかについて記載してください。

ア 時々情報交換の会合がある。 【 14 】

どの団体とですか。内容は何かですか。

具体的に：別紙のとおり。

イ 連絡協議会が設置されている。 【 8 】

どの団体とですか。内容は何か。

具体的に：別紙のとおり。

ウ 設置されていない。 【 44 】

理由：別紙のとおり。

問4-2 衛生行政当局、水道事業者、登録検査機関、清掃事業者、装置メーカー等貯水槽の設置者、管理者と接触している関係者の間で、お互いに広報資料を提供する等により共同して広報することが効率的と考えられますが、このような点を含め、関係者の間での連携の在り方についてお考えを記載してください。

具体的に：別紙のとおり。

問5 学識経験者や関係団体で構成されるランキング表示制度運営委員会と一般社団法人全国給水衛生検査協会が貯水槽水道の設置者等の管理へのインセンティブを高めることをねらいとした格付け制度として実施している「ランキング表示制度」についてどのようにお考えですか。その活用方策等に関し、お考えを記載してください。

具体的に：別紙のとおり。

問6 小規模貯水槽水道についてお尋ねします。

小規模貯水槽水道は、検査率が3%程度と極めて低い状態にとどまっており、小規模施設でも適切な管理を行うことが重要と考えられますので、その検査率の向上を図ることが重要と考えられますが、どのような対策を講じたらよいか、お考えに該当する記号に○印を付けて下さい。(複数回答可)

また、その他のご意見があれば、具体的に記載してください。

ア 政令の基準を引き下げ、簡易専用水道の範囲を拡大するのが良い。 【 50 】

イ 条例や要綱により、指導範囲を拡大するのが良い。 【 41 】

ウ ランキング表示制度等のインセンティブを高めようとする制度を活用するのが良い。 【 3 】

エ 国、行政、関係団体が連携して、広報を徹底するのが良い。 【 25 】

オ 水道事業者が進めている小規模貯水槽水道の調査・普及事業を拡大するのが良い。 【 15 】

カ その他 【 5 】

具体的に：別紙のとおり。

問1 貯水槽水道の検査率が簡易専用水道で約8割、小規模貯水槽水道で約3%にとどまっており、受検率の更なる向上が求められています。そこで、受検率の向上のため、どのような方策を講ずべきかお考えを記載してください。

(ア)国や地方自治体が貯水槽水道の設置者、管理者の規制を強化すべきだ

水道法で未受検施設に対する罰則が有るにも関わらず、全国で罰則を適用したことが無い。罰則を適用すれば済むことでは無いかと思う。

広く国民に対して広報をおこない、意識レベルをあげることがまずは必要ではないでしょうか。その後、設置者・管理者への規制へと。

ア、イ、ウ全てが必要と考えます。また、現在とほぼ同じ検査頻度は最低限確保させること、検査の義務化、罰則についても併用すべきと考えます。

(ウ)国や地方公共団体、登録検査機関の設置管理の重要性に関する広報をもっと充実させるべきだ

特に設置者に対する啓蒙が必要と考えます。管理を管理会社にまかなげし、その結果すら把握していないように感じられる。全検査施設の約40%が何らかの指摘が行われている事実を公表すべきである。厚労省が毎年行っている「簡易専用水道の管理の検査に関する調査」結果は、マスメディアを通じて発表すべきと考えます。

(エ)その他

水道利用者側からすれば、同じ水道料金を払って貯水槽の10㎡以上と10㎡以下との堺で、水の安全・安心のボーダーラインが引かれている事は不公平な状況となる。法律の改正又は県条例の施行により、水道利用者全体に安全・安心の水道の促進を計るべきではないでしょうか。

登録検査機関制度に替り、設置者からの申込の選選択肢が増えた事により、逆に申込の逃げ道ができています。

簡易専用水道に関しては衛生行政当局が未受検施設を把握し、かつ、受検指導を定期的実施する。また、各市町村単位の受検率を公表し、受検率が低い衛生行政当局を国が指導する。・小規模貯水槽水道についてはまずは条例等で学校、役所等、公共の建物からでも規制を強化する。

【管理内容について】管理権限が県から市へ権限委譲されているが、市によっては簡易専用水道の管理の内容が十分理解されていないところもあるように思われます。国・県・市がもっと連携をとり業務を引き継がれないと無理かと考えます。

【指導について】検査結果でC判定はある程度指導をされているところがありますが、B判定については本会が検査時に説明しているだろうとのことで殆どのところで指導されていません。聞き取りをした結果、どのように指導すれば良いかが分からないとの回答をされたところもあります。管理側の意識がこれでは良くなるはずがありません。

【設置届について】貯水槽を設置し水道を引き込むのに、市や町は把握していると思います。水道設置の担当部署と貯水槽水道を管理する部署同士がもっと連携を取らなければいけないと考えます。先日、本会が検査でお伺いしたある施設で、管理者の方から新設で受水槽を設置するとの話を聞いたので、「市の簡易専用水道の管理をしている部署に設置届を提出してください」と説明しました。すると「水道課で書類を貰ったので大丈夫」とのこと。念のため、「簡易専用水道の設置届に関する書類はありましたか？」と尋ねると、調べた結果封筒に入って無かったとのこと。同じ市の中で書類1枚のことなのに…と怒られていました。このことは他の市町でもお聞きしています。

【登録検査機関について】簡易専用水道検査機関として登録制度が始まり数年が経過しましたが、民間の検査機関が参入し、利益を求めめる傾向が強い為、一元の顧客は相手にせず、大口の公的施設(特に学校・住宅関係)・一般では特にマンション関係について料金を安くして検査を実施している。本会が聞いたところでは1件あたり5000円や、貯水槽清掃と込みでの料金で実施しているところがあります。簡単で手間のかからないところを選んでいく傾向が見られます。これで本当に公平公正な検査が実施されているか疑問に思います。また、貯水槽清掃業のある団体の方からは、清掃会社が小規模貯水槽水道の検査ができるように署名活動をしていることも聞きました。これらのことから分かるように、この流れが続くと本会も含め従来からの検査機関の経営に影響が出てくると考えます。公的な立場として利益は二の次とし、長年携わってきた本会としては非常に残念に思います。

地方自治体から未受検施設に対し受検指導を行う。また2013年4月から簡易専用水道管理が県から地方自治体に移譲されたものの、その管理状態に疑問を覚える。そのため、国から地方自治体へ向け管理体制強化の通知等を望む。(滋賀、地方自治体の管理意識が低く、(イ)bの貯水槽設置者等の情報公開制度を利用しようにも、その情報自体が使い物にならない)

現在の法規制が不足であるとは考えにくい。また、設置情報の公開には個人情報保護の観点からも問題を含み最良とは思えない。

国や地方自治体が真に受検率の向上を望むのであれば、検査機関から吸い上げた検査実施情報と自らの台帳のすり合わせを確実にし、未受検者に徹底した行政指導を行うことが最優先の方策と考える。

行政指導による未受検施設へのダイレクトメール、現場立入指導等の受検勧奨

地方自治体(市)の考え方が大きく作用していると思います。自治体が積極的に受検を働きかけている管内では受検される顧客が多いように感じられることから、受検されていない顧客に対して自治体から働きかけて頂くこと(周知活動)が受検率を上げる効果が大きいと考えます。また、小規模貯水槽水道については、受検の義務化や助成金等の手立てを行うことが有効かと思えます。

簡易専用水道については、対象容量変更後未登録な施設も含め自治体レベルでの精査が必要と考える。検査率はさらに低下すると推測できる。小規模貯水槽水道については、検査すべきなのであればしっかりと法律で定義すべきであると考え。法の整備と実態把握は同時進行で行われるべきで、相当の手間がかかるが、これが出来て初めて防災及び災害時の有効利用に資すると考える。

問2-1 設置者、管理者に対し、貴機関が行っている啓蒙活動の取り組みについて、次の該当する記号に○をつけ、部数・回数などの数値を記載して下さい。
(複数回答可)

(イ)パンフレットを作成し、配布している(部数)

500)当法人が作成した「貯水槽水道管理のポイント」や「貯水槽水道検査のお知らせ」パンフレットを、検査時に配布したり、行政機関窓口においている。

10)未受検の施設へのご案内

(イ)行政から情報提供されている簡易専用水道設置状況を基に検査案内及びパンフレットを送付している。
1~20)問い合わせがあった場合に使用。

必要に応じて

業務開始より1年足らずであり、普及啓発活動はこれからの大きい課題ととらえております。

(ウ)講演会を開催している(回数)

県・市主催の貯水槽水道研修会にて講演を行っている。:5回

(エ)その他

県が開催している研修会にて講義している。

必要に応じて普及啓発用パンフレット配布

ホームページに掲載、パンフレットの営業品目に記載

平成20年頃までは、未実施施設に案内文・パンフレット郵送。現在は行っていない。

小規模貯水槽水道の管理検査については当センターでは公的機関(保育所、幼稚園及びその他施設等)については検査実施を勧めているが、一般家庭までは個別には行っていない。

実施していない

過去に検査履歴があった施設に対して、検査案内文書を発送している(年1回)

新設の簡易専用水道施設の情報が得られた場合、設置者、管理者に対して資料等を提示し説明を実施。未実施施設については、検査案内文の再送付または電話等で折衝。

大体的には実施していない。

過去に検査依頼していたが、近年に依頼がない施設の管理者へ「検査時期の連絡ハガキ」を送付し検査実施の要請を行っています。

検査の案内状送付、設置届出等の窓口案内など

特に行っていない

保守点検の雛形を作成し、雛形を利用している施設及び保守点検未実施施設の管理者に配布しています。(検査時及び年度初め)

何もしていない。

ホームページによる普及啓発

県に未受検指導してもらうようお願いしている。(市町村への指導含む)

設置者、管理者に対し、啓蒙活動は実施しておりません。

特に実施していない。

①設置者や管理者には検査時に説明。②管理会社や貯水槽清掃業者には会社訪問や検査時に説明。
③全水協の貯水槽清掃従事者講習の時に説明。

水質分析検査の依頼を受けるとき、合せて簡専用水道検査の広報を行っている。

情報公開制度にて地方自治体が持つ情報を把握し、未受検施設へ向け県・市が発行するパンフレットを配布している。(ただし問1にあるように地方自治体の情報が古く現状にそぐわないものであった)

新規施設の設置者には保健福祉局発行の簡易専用水道の衛生管理(マニュアル)を送っている。

特に何もしていない。

行政機関からの情報を元に連絡をおこない、受検勧奨をおこなっている。

ホームページにおいて、貯水槽水道の検査・管理義務、検査概要等を記載し検査を受検するよう促している。尚、同様にパンフレットを作成している。

検査依頼忘れを減らすために、継続契約を推奨している。

北九州市の作成したパンフレットを複写したものを設置者・管理者へ検査案内時に送付している。

「貯水槽水道検査について」、「地下に埋設されている受水槽を設置(管理)されている方へ」と題したリーフレットを作成し、年に1回開催している貯水槽水道連絡協議会にて行政機関へ配布し、行政機関より設置者等への受検促進に活用いただいています。また、当社のホームページにてリーフレット(PDFファイル)を載せています。

検査案内を送付する際にパンフレットを同封しています。

新規施設にのみパンフレットを配布している

設置者・管理会社に対する活動

特に実施していない。

大阪市水道局の委託による「貯水槽水道の衛生管理及び直結給水普及業務」より、普及啓発に関するパンフレットを所有者・管理者へ年1回送付している。

特に行っていない

管轄保健所に啓蒙活動の実施についてはお願いしている。

顧客に対しては、会社のパンフレット等での情報提供をしている。

特別な啓蒙活動はしていない。

登録検査機関となりまだ時間が経っていないので、現在は啓蒙活動を行っていないが、今後は顧客に対して積極的に啓蒙していきたい。

問2-2 受検率を向上させるための設置者への啓蒙の方法についてのお考えをお聞かせください。
(複数回答可)

(ア) 行政による規制の強化が必要だ

ア、イ、ウ全てが重要と考えます。

執行されない罰則規定を強化しても意味がない。法の趣旨に基づいた行政指導をスムーズに行えるような規則が必要と思われる。(現状では自治体によってかなり開きがある)普及啓発活動は、行政が行えば検査機関は必ず追従することになる。初めから検査機関を入れると検査機関が主体となり、行政は直接動かない丸投げ状態となり、状況は改善できない。

(イ) 貯水槽水道の設置者、管理者に対する行政、登録検査機関などの普及啓発活動の強化が必要だ
行政の規制強化は望ましいが、現実的には行政より検査機関自身から顧客の理解を得るための普及啓発活動によるところが大きい。具体的方法としては問2-1で弊社が取った方法しか現在は思いつかない。

イの中でも特に地方自治体。

(ウ) 設置者、管理者の理解と管理へのインセンティブを高めることが大事だ

利用者への広報等により検査の重要性を理解してもらい、利用者からの後押しも得るように考えてみてはどうか。

(エ) その他

貯水槽水道の利用者に対して、設置者には検査受検の法的義務(水道法、条令)が課せられていることの認識を高めていく啓発が重要と思います。

施設利用者の立場でお願い。

行政による立ち入り指導の実施

テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・市の広報等を利用する。

管理会社等に話し、そこから設置者へ説明してもらう。

規制の強化について、現在でも罰則規定があることすら知らない設置者、管理者が多い。また、実際にその罰則が適用された話を聞いたことが無い。規制強化にあわせて、行政の指導強化がやはり必要。

問3-1 衛生行政当局との間で、情報の共有、連携が現状で十分取れていると思いますか

(イ) まだまだ十分でない

権限委譲に伴い、各委譲先における意識の違いや理解度の違いがあり、登録検査機関と行政の役割分担がまだ十分とはいえない。

個人情報保護等により検査施設名、設置者等の情報の入手が難しい。

登録検査制度となったこと及びその結果として行政区域内を検査区域とする検査機関が複数あること。

衛生行政当局への検査業務報告は原則実数のみの為

去年度から一市(近々、他と同様の書面を交わす予定)を除き、情報提供に関する書面を交わし、検査実施状況を衛生行政当局が把握できるようになっている。情報を基にした未受検施設の指導が行き届いていないと思われるので、未受検施設を定期的に指導する。

- 1、受検率を向上させようとする意識があまりない。
- 2、検査機関から率先して連携を図ろうとすると営業活動として捉えられる。

衛生行政当局(市・町)の担当者の管理意識が低い。毎月、市・町へ顧客と同様の報告書を提出しているが、それに対するアクションがない。(報告内容や指導内容等)

衛生行政当局自身の管理意識に応じて情報共有や連携にも差が生じており、検査機関の独り相撲では意味がない。県内で検査実施有無の問い合わせをされる行政は2割程度と少なく管理不十分と言わざるを得ない。

衛生行政当局からの十分な情報が得られない。

行政機関と当方との間で、新規施設の情報の共有が不十分だと思います。

権限委譲となり担当局が変わったため。また行政区分が増えたこと。行政区によってばらつきがあるが、情報の共有は十分ではないと感じています。

検査機関が多くなってきたこと。伝達の場合が少ない。

(ウ) 連携を取る事は難しい

年度初めに前年度検査実績を自治体担当者へ届けており、その際に情報交換をやっているが、担当者が毎年交代し、説明しても要領を得ないことが多い。

個人情報保護法を過度に解釈している市があり、先ず施設台帳の閲覧の段階から対応できていない。

「衛生上問題がある」以外の検査結果について、設置者から代行報告の了承を得ることが難しく、市町村との情報の共有が困難なため。

指定検査機関から登録検査機関への移行により、衛生行政及び水道事業者から貯水槽水道の設置状況の情報聴取が困難である。

検査機関同士の競争もあるため情報共有、連携において配慮が必要と考えます。

指定検査機関制度から登録検査機関制度に移行してしまったため。

行政側が規制緩和により検査機関が複数あるため、情報の提供ができない状態である。権限委譲により市の担当者の知識不足など簡易専用水道への力の入れ具合が、バラバラである。衛生部局と受水槽設置及び指導自治体の一元化による台帳整備ができればよいと思う。

時間的な余裕がありません。

事業者が過当競争にあり、難しい。

相手担当者が技術者でない場合があり、検査内容を把握されていない。転勤などで担当者変更になったときに、引き継ぎがされていない。

未受検施設の把握に努めておらず、指導を行っている様子も見られない。

検査登録地域内には複数の検査機関があるため、設置者等から検査依頼を受けて現地に行くと、管理者が他の検査機関で受検しているなどの事例もあり、行政としても年度内に検査を受けた施設の情報発信等は難しいと思われる。検査依頼を受けるまで、検査機関側から未受検と思われる設置者に対して直接受検を促すことは出来ない。

行政側の担当者不足。

問3-2 衛生行政当局との間でどのような連携方策をとれば、受検率が向上すると思いますか
(複数回答可)

(ウ)普及啓発活動に関する意見交換

法律があるから遵守する、という以前に、検査不適による水質汚染事故等の説明を行い、必要な検査である旨を顧客に理解してもらうのが理想。法定検査の一言では顧客の理解が得られず摩擦が生じ、結果として検査料金の低下を招く一方となり検査機関が疲弊していくかもしれない。

(エ)検査未実施施設に関する意見交換

受検の有無、結果についても設置者より所轄行政庁に報告する制度とし、設置者にかわり検査機関が代行報告できるようにしてはどうか。速やか事例だけの報告では未受検施設の受検率向上や、不具合事項が継続である施設の改善に向けた動きが出てこない。また、行政庁による速やか施設の把握事態が困難ではないでしょうか。

検査拒否等検査機関からの報告とその施設に対する行政からの適切な指導。

衛生行政当局が年度内で設置者、管理者にどのような管理、指導を行ったかなどの報告が欲しい。また、衛生上問題アリの施設は検査機関からの報告ができるよう改善が必要。

(オ)連絡協議会の設置

年1回程度、設置者、管理者、行政側、検査機関等を対象とした研修を義務化する。

(カ)その他

衛生行政当局と共同で啓蒙活動を実施すればある程度の受検率の向上は期待できる。

個人情報の問題があるが、検査機関から受検者リストを行政機関に提出して、行政機関より未受検者に対して受検指導を行う。

未受験施設のみ情報公開

衛生行政当局担当者は数年で異動するので貯水槽水道の管理状況や設備を知らない人が多いと思われる。協会発行の刊行物の紹介や検査機関による不適事例の説明など貯水槽水道についてよく知ってもらう必要が有ると思います。

保健所及び各市が検査機関から受検情報を吸い上げ、未受検施設を割出し、受検指導を行う。

本会の検査報告書のみで実際の現場を知らないのどうすればいいのかわからないとの話あり。(ある市の担当者の意見)機会があれば一緒に現場を回り、管理に対する意識を持ってもらう。

衛生行政当局が年度内で設置者、管理者にどのような管理、指導を行ったかなどの報告が欲しい。また、衛生上問題アリの施設は検査機関からの報告ができるよう改善が必要。

未受検施設に対して衛生行政が検査確認の通知書を送付する。

衛生上問題ある施設に対しては報告を行っていることから、行政の指導強化が必要と考えます。また適切な管理方法について互いに共通認識を持つことで、受験率の向上につながられるのではないかと思います。

衛生行政当局が、未検査施設に検査の実施を促すことが受検率向上の一番の方策だと思う。

問3-3 現在行っている衛生行政当局との連携内容について、該当するものに○をつけてください
(複数回答可)

(アA)実施件数を報告している(全部)

毎月、市・町へ顧客と同様の報告書と実施件数等を提出している。
(オ)の所在地情報は報告書に記載している住所・電話番号のみ。

(アB)実施件数を報告している(一部)

全体の一市のみ(水戸市)

千葉県が管轄する区域は実施報告及び情報提供は全部、他は一部を除き実施報告している。

依頼書に地方自治体から問い合わせがあった場合にのみ報告する旨を記載している。実際、問い合わせがある自治体はごくわずか。また、とくに衛生上問題があった場合は、自治体に関係なく設置者に確認し、これも依頼があった場合にのみ報告を行っている。

すべて求められた時のみ報告。

(イB)検査実施施設を報告している(一部)

検査を実施し、設置者の同意を得て報告している

一市を除き毎月月末に検査施設一覧と検査結果書をメールで送信している。C判定の施設も定められた様式でメール送信を実施

水道水質関連調査により、不適合施設数が報告されている。

(オB)施設所在地情報が提供されている(一部)

現在施設所在地情報が積極的に提供されてはいない。特に情報を必要としたときに公開請求したり、情報提供があったりする。

(キ)その他

一部の市の要請により、実施施設名を提供したことがある。

東京都の検査施設については、アイウエを行っている。埼玉県へ年1回、市町村毎の年間検査施設数を報告している。また、厚生労働省の水道水質関連調査に基づき年1回、厚生労働省及び県に年間検査施設数、不適合施設数等を報告している。

設置者の同意が得られた施設は、定期的にまとめて報告しています。

問4-1 貯水槽水道の管理に関し、衛生行政当局のほか、水道事業者、清掃事業者、装置メーカー等さまざまな事業者がかかわっていますが、現在関係事業者又は団体と登録検査機関の間でどのような連携が行われていますか。また、連携を進めるのあたって、どこに問題があるか記載して下さい。

(ア)時々情報交換の会合がある

広島ビルメンテナンス協会：貯水槽清掃作業従事者講習会において講師として参加している。

現在：簡易専用水道等に係る市町担当者会議（茨城県主催）茨城県貯水槽維持管理協会

東京都内の水道・衛生行政と東京都簡専水検査機関協議会との間で実施している。協議会の総会、技術研修会（各年1回）に東京都内の水道・衛生行政担当者が出席され、行政からの連絡事項及び質疑が行われている。

法規制を受けない10㎡以下の小規模水槽水道について、水道事業者発注の「衛生管理改善指導業務」を受託し、現地調査のうえ水道事業者と連携し助言・指導を行っている。

公益財団法人全国建築物飲料水管理協会主催の貯水槽清掃業者向けの説明会の講師を受け、パンフレットを配布（200部程度）したり、検査についての説明をしている。
また、県主催の簡易専用水道施設への指導権限をもつ自治体に向けた説明会で、簡易専用水道の実態等を説明している。

有志による関東甲信越の検査機関とより細かい精度管理研修会

他県の登録検査機関。四国ブロック会議。

清掃業者から、該当施設の情報を頂いている。

貯水槽清掃業及び建物管理会社と標準的な水槽、不適箇所改善事例等について意見交換を行っている。

毎年行政水道担当に対しては、法令改正等のお知らせをする連絡会議を開催しており、そのなかで貯水槽水道の管理についての話題を取り上げることがあります。

年1回、清掃事業者開催の会に参加。

水質検査事業者・清掃事業者と施設の衛生管理状況について情報共有、また知識共有も行っている。

団体名：岩手県ビル管理事業協同組合 組合員が受託した貯水槽清掃と34条検査を連携して検査している。

一般社団法人全国給水衛生検査協会：精度管理・研究発表会など。

公益社団法人全国建築物飲料水管理協会：研修・講習など。

(イ)連絡協議会が設置されている

広島市：貯水槽衛生対策連絡協議会。受検率向上・その他問題点の情報交換

簡易専用水道の検査についての講師のみ

東京都福祉保健局、神奈川県保健福祉局、東京都特別区環境衛生担当主査会、東京都八王子市、東京都町田市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県相模原市 他

神奈川県簡易専用水道検査機関協議会（神奈川県内の検査機関）

神奈川県簡易専用水道検査機関協議会。県内検査機関と行政機関との実績報告会。

行政（県、政令市）と登録検査機関との連絡協議会は定期に行われているが、水道事業者等は設置されていない。

各行政機関と貯水槽水道連絡協議会を年1回開催しています。協議会では、貯水槽水道検査における年度実績報告や、議題を設けて協議を行っています。

東京都。協議会

(ウ)設置されていない

特に設置してはいないが、衛生上問題のある施設に関しては登録検査機関の月報提出若しくは設置者・管理者からの連絡に対して、保健所や市担当部署と情報交換が行われている。

行政との係わりがなければ、連絡協議会の進行及び取り決めに効果がないと思われる。

衛生行政当局の担当者が少人数で、協議会の設置まで手が回らない職場環境である。

また、水道事業者は、小規模貯水槽水道に特化した衛生管理指導を行っており、貯水槽水道全般の協議については成り立ちにくい。

検査に対しての必要な事項は直接、各事業者へ連絡を行っている。

登録検査機関制度により設置が困難と考えます。

検査機関が関係事業者や団体と連携を取る事については、受検率向上の立場では良いが、業界との癒着と取られないか懸念される。

連携を進めるにあたって、関係事業者又は団体とのお互いのメリット、デメリット及び連携内容が不明。

理由なし

連携して行うべき具体的な内容を持っていないため。

登録検査機関での連携も無く、主導する団体も無い状況。

特にありません

全国給水衛生協会のみ、検査機関として第三者の立場が維持される。

今年度より衛生行政当局(市保健所)の依頼により、検査実施施設の所在地検査結果を書面により提出しているが、その他の団体とは連絡調整はしていません。

それぞれの機関のまとめ役がないため。

衛生行政当局が連携に消極的。(市町水道担当者会で「簡易専用水道検査について説明させて欲しい」とお願いしたが、「検査機関が二機関あるのでそちらだけ招くのはできない。」と断られました。)

規制緩和により検査機関が複数あるため、単なるいち検査機関位にしか思われていないため、明確な協議会は設置されていない。

検査機関として、関係事業者又は団体と連携をとるということを考えていなかった。

衛生行政当局に連携の意識がないと思われるため

清掃事業者とは個別に顧客の情報は打合せしている。清掃事業者団体での集まりの場では、個人・顧客情報は営業にも差し支えるので問題。A市とは毎月訪問し報告を指定の書式で報告しているが、最近、報告書作成の上で聞きたい内容(設置者及び管理者の名前・住所・電話番号)が個人情報とのことで聞けなくなってしまった。

このことについての事例ですが、A市とB町に管理物件がある管理会社より、下請けの管理業者を通して検査依頼があり、小規模貯水槽水道検査を実施した。報告書作成で必要なため『設置者及び管理者の名前・住所・電話番号』を管理業者を通して管理会社に情報提供を何度もお願いしたが、1ヵ月以上経っても回答がもらえず報告書が作成できない状態であった。

当然担当行政(市・町)への報告もできず、担当者に事情を説明したところ、B町担当者から届出されている管理会社に連絡を取っていただいた結果、慌てて管理会社より連絡が入り、情報を得て報告書を作成することができた。報告ができないA市からは「今月まだ報告がありませんがどうなっていますか？」との連絡があったが、「顧客からもA市からも情報がもらえないので報告できません」と回答した。

以前からA市は情報提供をして頂きうまく連携が取れていたが、今の上司の考えで(本会だけでなく、他の検査機関が増えたため)それが出来なくなったことを直接の担当者から聞いた。

B町の担当者のおかげで、A市の報告も作れるようになったので、管理側として現場レベルで何が起きているかをもっと知り、行政担当である国レベルから制度等を考えて頂きたい。

(ご担当者へ。報告書を作成する上で、担当行政に届出内容を聞くことは個人情報になるのでしょうか？)

それを言うのであれば、本会が検査時に得た内容等を報告書に記載し、行政へ報告することは大丈夫でしょうか？

それとも個人情報に引っ掛かるのでしょうか？本会は検査依頼時に説明したり、検査依頼所にその旨を記載しています。

最近は何事も入札となり、業務の質はあまり重視されない傾向にも見え、情報交換の必要性が見出せなくなってきているように思う。ただし、弊社では簡易専用水道検査にて不適項目補修方法が間違っていると思うことが多く、清掃業者等の補修業者と相互に情報交換していきたいと考えている。

具体的な連絡協議会は設置されていないが、市の水道局の外郭団体である為、必要な連携は取れていると思われる。

設置されていないことに理由があるのかもわからない。(古い方が居ないので)

不明

わからない。

問題点: 清掃事業が検査機関登録をしている場合、有効な検査が実施されているか問題。

特に必要としていない為

弊社関連では不明。

新規参入により各団体とのコネクションがないため。

特に必要と考えていない。

行政主導でなければ、事業者や事業者等々は自ら連携を進めることはなかなか難しいと考える。

当検査機関は県内で後発であり、今後の連携の在り方について検討中。

登録検査機関の横のつながりはある程度あるがほかの業種に関してはない。

問4-2 衛生行政当局、水道事業者、登録検査機関、装置メーカー等貯水槽の設置者、管理者と接触している関係者の間で、お互いに広報資料を提供する等により共同して広報することが効率的と考えられますが、このような点を含め、関係者間での連携の在り方についてお考えを記載してください。

自治体が情報を公開することが第一である。

個別には連携がとれていると思われるが、全関係者が一同に会し意見交換できるような場が設けられれば今以上の連携が取れるのではないかと思います。

各機関との連携は必要と思われるが、金銭的な問題や利害関係のある団体の連携は難しいと思われる。

現在は水道週間にのみ各関連団体による啓発・広報が行われている。

1検査機関の力では困難である。給衛協が各関係者の連絡協議の場を計画して頂きたい。

現在、組織的な交流がないため対応の必要性は認めるもできていない。

検査施設情報から検査結果、不適正の行政指導など一連の流れの中で、行政と検査機関(検査情報)及び清掃事業、メーカー(改善情報)が共有できるシステムを構築する必要がある。また、改善指導に関する統一した国の指導強化も必要と思われる。

連絡協議会の設置が必要であり、その場で連携の在り方について模索しなければならないと考える。

連絡協議会を設置し、事務処理マニュアルを作成する。

まず、衛生行政、水道事業体に貯水槽水道の設置届出書を受理した時点で設置者、管理者に対して維持管理等の広報資料を提供することが望まれる。

登録検査機関、清掃事業者、装置メーカーはそれぞれが競争相手であり、各事業所の独自性もあり、十分な連携が可能なか疑問に思われる。行政主体による広報がよいと考える。

水道事業者から行政へ設置状況の通報、行政から検査機関へ該当施設の情報公開、検査機関から行政へ既存の未届施設の報告。行政は届出、法定検査、清掃及び点検等管理義務を設置者に周知させる。

連名で1つのパンフレットを作成等し、連携を高める。

関係者間での連携は必要であるが、個人情報保護の観点から各施設情報や設置者、管理者の情報を共有することは困難と思われる。広報の内容やタイミングをいかに合わせていくかが重要と考える。

行政が主体となって、各関係者の提供すべき情報内容とその活用方法を具体化し、併せてその効果を示すことが必要とします。

貯水槽水道に関することについて総合的に理解を深めるため互いに研修会などを行う。

管理者への法令や水道条例の周知が不足していると感じています。管理者への資料提供は地方自治体(衛生行政当局)から提供されることが管理者への信用性の観点から理想と考えます。

衛生行政当局からの枝分かれ式が最善と思われる。

連携の在り方について今後検討していきたいと思えます。

それぞれの上位団体で連携してもらうのが良いと思う。

関係者間で、お互いに広報資料(メーカーは水槽寿命や補修方法、清掃業者や検査機関は清掃・検査時に撮影した写真)を提供し、貯水槽が適正に管理されていないと危険だという一般人向けの広報資料を作成する。

検査機関内で仕事の取り合いをしている状況で、逆に仕事をとられる危険がある。

衛生行政と水道事業者、検査機関による情報の提供、実績報告などの繋がりが必要である。

衛生行政当局からの方針をトップダウンで出す必要があると思われる。

清掃事業者が検査部門を持っているところまたは、別会社名で検査部門を持っているところは、利益が自社へ出るように考えるとと思われるので、検討の必要があるのでは? 利害関係のない衛生行政当局、水道事業者が資料提供の方がよいと考える。

検査の必要性が理解することができなければ受検しようとは思わないので行政機関がより強力に講習会をするなど広報を行い検査機関も参加する

賛成です。先導者がいれば開催自体は困難ではないので、積極的に参加していきたいと考えている。

連携は大切だと考えるが、清掃業者が簡専水検査をしているので、連携をとることは難しい。

話し合い等の場をもうけるのも難しいと考える。

利害を生む関係の間には常に行政が入ることが必要だと思う。

衛生行政担当者が主催する貯水槽水道管理についての協議会を設置。

清掃業者とは、年1回貯水槽清掃講習会に簡易専用水道検査の内容等について講演している。

関係者との連携はまめにとれるように、意見交換できる場が増えることを望む。

公益財団法人として不適切かもしれないが、水槽設置者から貯水槽清掃業者について問い合わせがあった場合、簡易専用水道検査依頼実績の多い清掃業者をいくつか紹介している。貯水槽清掃業者との連携を深めつつ検査依頼を増やしている。

各関係者は立場に違いがありますので、広報内容を協議の上、広報活動が行えれば良いのではと思います。衛生行政当局には今後も検査件数や施設の情報提供を行い、意見や要望を聞きながら連携をとっていけたらよいと考えます。

衛生行政当局が関係者を集めるようにしないと、難しいと思う。

給衛協や各協議会を通じ、一貫性をもって進める

良いことだと思う

県内の一部の衛生行政当局、ならびに清掃事業者、水質検査事業者には当社の広報資料を提供し広報を呼びかけている。

行政側の導きが必要に感じます。

どのような情報を共有し、広報すべきかを検討していく必要がある。

考え方は理解できるが、衛生行政当局と水道事業者が主体となる必要がある。

装置メーカー、貯水槽の設置者に対して広報資料を提供すべき。(新設の施設でも点検空間不足などの不適合がみられることがある。)

まずは、連携しなければいけない(取り残される、非衛生が継続される等々)の実感を持って戴けるような関係性を築くことから始めても良いのではないかと考える。

関係団体への加盟などで幅広い関係者同士が連携することで共同した広報が可能になると思う。

特に検査に関しては、業者側が”検査をしていない施設を把握する”ことは不可能であると考え。登記情報などから網羅的に行政が抽出し、登録検査機関の検査実績と照合する処理が絶対に必要であると考え。

登録検査機関も民間企業であるので、情報を共有出来る場合と共有が難しい場合がある。行政が主体となりある程度のガイドラインを制定して欲しい。

横のつながりだけでなく他業種との会合、意見交換の場があると良いと思う。

問5 学識経験者や関係団体で構成されるランキング表示制度運営委員会と一般社団法人全国給水衛生検査協会が貯水槽水道の設置者等の管理へのインセンティブを高めることをねらいとした格付け制度として実施している「ランキング表示制度」についてどのようにお考えですか。その活用方策等に関し、お考えを記載して下さい。

ランキングは、基本的に良好施設に対して行うものであるため検査実施後に必要な書類を集めてもらうこととなるので、断られることがほとんどであった。また、書類の中には判断が難しいものもあるため、実施は難しいのではないかと。

今後活用・普及していくためには、理念プラス設置者、管理者の実利が必要ではないかと思えます。

趣旨は理解できるが、貯水槽水道の設置者が建築物に対する貯水槽水道の管理の意識があまり高くなく制度としては難しい。

当センターにおけるランキング表示制度に対する検討が十分でないため、具体的な考えとして記載できません。

設置者、不動産関係者に対するメリットが、ランキング表示制度には現時点では無い。

現段階ではランキング表示制度への取り組みは、検査項目が多く技術面等で難しい。

施設管理者が必ず実施するような施策がない限り、受検の統一性がなく有効性が薄いと考えられる。

給衛協ホームページで、S・Aランク施設を掲載しているが、同時に管理会社も掲載してはどうか。実質的な管理は管理会社が行っており、会社名を公表することで会社PRの面でも効果があり、更なる管理意識の向上が期待される。

広く一般の施設利用者が知ることができる体制、衛生行政当局での広報、ランキング表示制度の施設を官公庁等で積極的に利用する。

設置者が必要としている制度か疑問がある。

施設の資産価値を高めたり、管理意識向上を啓発するための良い制度と思うが、厚生労働省の支援がもっと前面に出れば、なお良いと思う。

ランキング表示制度のためには、ランキング表示制度を普及、定着する。現状よりも管理へのインセンティブを高める。しかし、普及を望んではいない。

設置者が制度のメリットを感じているか、実施施設からアンケート調査などを行い、水環境の優良認定施設のメリットを公表するなど、制度を浸透させることができないか。

設置者等への啓発活動が必要と思われる。

ランキング表示制度そのものの認知度が低いため、設置者や管理者の理解を得ることができない。特に、施設を管理している管理会社等への積極的な周知啓発が必要であると考え。

制度自体国が進めていかなければ無理だと思う。水道法で定められた検査で問題が無いのにランキングを受ける意味が無いと言われる。(中古で販売した時に価格が上がる等のメリットが無い)

ランキング表示制度は、作業時間や経費の点から検査受検における負担が大きいです。これに対し、貯水槽水道の建物に貯水槽水道であることの表示と検査済証(有効期間を表示したもの)の掲示を義務付け、自動車の車検制度と同じように貯水槽水道利用者に受検していることへの認識度を高めさせて行くことが現実的だと思います。

「優良防火対象物認定表示制度」のように広報や周知が必要と考えます。

まず設置者及び管理者に、上記制度についての認識してもらうこと。また、各付けが高い施設のみの活用でも意味がない。現状の認識では、行動を促す動機にはつながらない。具体的に、どんなメリットがあるのか。

時期尚早だと思います。

現時点では、ランキング表示制度を受けるメリットが感じられない。ランキング表示制度をもっと広く知ってもらうことが必要だと思う。

検査機関では制度が理解されていると思うが、設置者、管理者、一般市民には制度が浸透しているとは思われない。制度自体は良いと思うが、特に共同住宅では「ランキング表示している施設でない・・・」ぐらいに浸透しないとコストが発生するものなので実施(管理組合からの依頼)は難しいと思います。

決められた管理もできないところが、それ以上を求めるとは思えない。国が進めない限り無理だと考えます。

広報活動が必要であり、この制度が一般的に認識されることが先決。

現在活用方策なし

「ランキング表示制度」を顧客に説明をしたが、料金を払ってまでしたくないとの意見がほとんどであった。経費削減の考えが強いので難しい。また、検査の立場としても検査内容が理解できていないので、詳しく丁寧な説明をして頂きたい。

施設が適合であったか否かが問題であって、ランキングまでの表示は不要ではないかと感じます。

簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の法定検査の実施に向けた活動で手一杯で、「ランキング表示制度」まで手が回りませんし、お客様からの反応も今一です。

ランキング表示制度の中身ではインセンティブを高める根拠として少し説得力に欠けているように思う。また、制度の周知がなされておらず、顧客へのリターンが皆無であり、魅力にも乏しいように見える。活用方策は…まず実施機関に制度や検査項目の説明を徹底し、顧客への説得力があれば売り出していきける目処が立つかもしれない。簡易専用水道検査実務マニュアル並みのテキストがあれば、とも思いますが費用対効果を現状で計るとそれも難しい。

当会社では「ランキング表示制度」の導入も難しい。

特に考えていない。

これから作り上げていく制度のため、現時点では改善の進まない施設などは初めから参加をしないのではないかと。評価する者の技量について担保するものが必要ではないか。

具体的には特になし。

ランキング表示制度に掲げている検査項目の簡素化

格付け制度については、貯水槽水道がどのようなシステムで活用されているかを利用・使用者に理解・認識して頂かないとこの制度の優位性が不明になることから、この制度自体を広報し、理解して頂く必要があると考える。

ランキング表示制度は、新しい試みなので、設置者に理解してもらうには時間がかかりそうだ。

ランキング表示によって設置者等の管理への意識付けする事は、良いことだと思うが、実際現場サイドとしては検査との両立は困難であると感じる。

当センターがおもに検査を行っている北九州市では、衛生行政の後援が受けられないため、全国協と検査機関の名前だけのランキング表示でどの程度評価が得られるか疑問であり、制度そのものの普及啓発が重要であると考えている。

貯水槽水道の設置者等の管理へのインセンティブを高めるよい制度であると考えますが、当方の現状では制度に参加できかねます。今後もランキング表示制度について情報を教えて頂きたいと思えます。

優良管理施設への格付け制度は設置者等に対し、より適切な管理を促すための有効な制度だと感じていますが、顧客側へ理解が浸透していないこと、上乗せ料金、検査機関側の負担等の問題があると思えます。また設置者等にとって、格付けすることで具体的にどのようなメリットがあるのか、格付け結果をどのように活用するのかを検査側がよく理解しておく必要があると思えます。

ランキング表示制度の需要がそんなにあるとは思えない。

実施は難しい

34条の受検率が8割位の状況で受検可否の中、不公平感が発生しています。ランキング表示制度をやるよりも、受検率を100%近く引き上げる必要あり。ランキング表示制度は必要ないです。

制度自体は必要だと考える。しかし、民間の建物は大方しっかり予算をつけて管理されている。むしろランキング付けしたいのは公立の小・中・高校などの学校系建物。水槽自体が年々老朽化していくが、指摘してもあまり改善されない。免疫力の弱い子供たちが飲む水が一番蔑ろにされている現状に対し、学校をランキング付けしてはいいかがか。

制度実施側の一方通行。動機付け活動の限界。

検査機関への負担が大きくなるか不安を感じる。

取り組みをしているが顧客からの理解がなかなか得られないため、実績が上がらない。

積極的な推進が必要であると考えます。

業務開始から1年足らずであり、上乗せとなるこの制度については未だ活用方策等について持ち合わせておりません
実施した設置者にとってのメリットがあまりない(魅力がない)。

改善すべき貯水槽施設は改善すべきだが、検査機関の判定をもとに下位のランクを付与してしまうと、場合によっては利害関係が発生する可能性を危惧している。

検査機関 全国給水衛生検査協会との間での個人情報かどうか疑問です。

問6 小規模貯水槽水道は、検査率が3%程度と極めて低い状態にとどまっており、小規模施設でも適切な管理を行うことが重要と考えられますので、その検査率の向上を図ることが重要と考えられますが、どのような対策を講じたらよいか、お考えに該当する記号に○印を付けてください(複数回答可)

(ア)政令の基準を引き下げ、簡易専用水道の範囲を拡大するのが良い

関連事業者等が、小規模施設は法的規制がないので検査を受ける必要がないと設置者等に伝えている事が多い。

(イ)条例や要綱により、指導範囲を拡大するのが良い

現行の制度であれば、やってもやらなくてもいいので、もっと指導を強化してもらいたい。

地方自治体が持っている貯水槽水道設置場所の情報は近年の傾向から公開は難しいと思われます。地方自治体が検査の受検促進を直接行って頂くことや検査結果の提出を管理者に求めるなどの項目を加えて頂く。

(ウ)ランキング表示制度等のインセンティブを高めようとする制度を活用するのが良い

(エ)国、行政、関係団体が連携して、広報を徹底するのが良い

政令や条例等での基準引き下げは現実的でないようなので、広報を希望。問1と同じく、まずは顧客よりも地方自治体の管理意識の強化が必要と思う。

広報により利用者の意識を高め、検査に結びつける。

(オ)水道事業体が進めている小規模貯水槽水道の調査・普及事業を拡大するのが良い

考え方は簡易専用水道と同じ。

(カ)その他

現状でも、各自治体の条例等で検査を推奨している。まず、各自治体の施設が自ら受検して頂くのが先決と思う。

公共の施設でも予算削減の声の方が強く、法令以上の不要な検査を実施する施設は少ない。一度、行政からの検査委託(行政が検査費用を負担)という形式で検査実施できないか?また、高松市上下水道局は4年に一回程度、小規模貯水槽の点検に回っているが、これは検査率に含まれているのでしょうか?

行政担当・設置者・管理者を含め、貯水槽水道に関する衛生管理の意識が低いため、現状の不衛生な状態をあまり知らない。また、条例や要綱では強制力がないので、行政担当や登録検査機関も強く言えない。

規模によらない貯水槽管理の重要性を設置者等に理解してもらうよう働きかけることは検査機関としても必要と考えるが、検査機関だけでは限界があり行政側の後押しが重要と考えています。

簡専水検査に限った話ではないが、顧客に検査・分析・測定を提案しても『それは法律でやらなければならないのか?』と言われることが多い。検査率の向上を図るには政令や法律で基準を引き上げるのが受検率の向上につながると思う。